

国史跡鬼城山整備委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

国史跡鬼城山整備委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 史跡鬼城山の保存及び公開のための適正な整備と維持管理について、有識者の意見を聴取し、参考にするため、国史跡鬼城山整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、史跡鬼城山の保存及び公開のための適正な整備と維持管理に関し指導及び助言を行うこととする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、必要と認めるときは、市長が招集することができる。

- 2 委員会は、必要と認めるときには、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、観光プロジェクト課において所掌する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。